

付則（条文及び解説）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（以下「条例」という。）の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

解説

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）の付則を掲載しています。

付則 1

改正後的小金井市条例は、令和 年 月 日から施行されました。

付則 2

小金井市条例制定後、すでに2回の見直しを行っていることから、次の見直しについては時期の目途は定めず、小金井市条例の施行状況や国の障害者施策の動向を踏まえ必要に応じて検討することとします。

その検討にあたっては小金井市地域自立支援協議会の意見を聴きながら、広く市民や当事者・家族の意見を聴く機会を設け、その意見をもとに行うようにしていきます。